

【宜野湾市公営墓地管理運営事業】指定管理者制度導入に向けた

サウンディング型市場調査要領

宜野湾市市民経済部環境対策課

1. サウンディング調査の目的

本市では、持続可能かつ市民ニーズに即した公営墓地運営を実現するため、民間事業者の創意工夫を活かす指定管理者制度の導入を検討しています。

については、民間事業者の皆様から以下の点についてご意見を伺い、管理運営の制度設計の参考とするためのサウンディング型市場調査を実施いたします。

2. 事業概要

項目	内容
施設名称(仮称)	宜野湾市公営墓地
所在地	西普天間住宅地区内
整備予定面積	・敷地面積:7,021 m ² (内訳)墓地:3,115 m ² 緑地:3,905 m ²
主な施設内容	・墓地区画:150 区画 (内訳)墓地 6 m ² :103 区画 墓地 3 m ² :47 区画 ・納骨堂:鉄筋コンクリート造 2 階建て 建築面積 346.49 m ² 延床面積:560.73 m ² 納骨壇:2,100 体分 合葬墓:約 5,000 体分 ・駐車場:53 台 (内訳)墓地側:20 台 緑地側:33 台
管理運営方式	指定管理方式による管理運営(予定)
指定管理期間	5～10 年程度を想定
施設開園予定	2027 年度(令和 9 年度) 4 月供用開始予定 ※指定管理者による管理運営開始
その他	・外構工事期間(墓地区画等):R8 年 4 月～R9 年 3 月予定 ・納骨堂工事期間:R8 年 1 月～R8 年 9 月予定 ・緑地(散策路等)工事期間:R8 年 8 月～R9 年 3 月予定

3. 指定管理者制度の導入スケジュール(案)

年 月	項 目
～R7.10	サウンディング実施期間
～R8.3	指定管理者制度導入の決定(予算議決)
R8.7	公募開始
R8.10	審査(第一候補者の選定)
R8.12	指定管理者の指定(議決)
R9.1	協定書締結
R9.1～3	事務引継(市→指定管理者)
R9.4～	指定管理者による管理運営開始

4. サウンディング実施方法

個別面談またはオンライン会議形式で実施し、サウンディング調書等に基づき意見交換を行わせていただきます。

5. サウンディングスケジュール

- 参加申込期間 令和7年9月8日(月)～9月26日(金)
 - サウンディング実施期間 令和7年10月1日(水)～10月17日(金)
 - 現地見学案内 令和7年10月1日(水)10:00～11:00
- ※現地案内日時時点では、1次造成のみ完了している状況でございます。

6. 手続きの詳細について

①参加申し込みについて

申し込みをされる方は、【別紙1】エントリーシートにご記入の上、環境対策課代表メールアドレスまで送信をしてください。併せて、質問がある際は、【別紙2】質問書をご記入の上、上記方法にて送信ください。(送信後、電話連絡もお願いいたします。)

- 参加申込・質問受付期間 令和7年9月26日(金)17:00 必着
- 申込先 宜野湾市市民経済部環境対策課
TEL:098-893-4505(直通番号)
MAIL: Shimin08@city.ginowan.okinawa.jp

②現地見学案内の開催 令和7年10月1日(水)10:00～11:00

現地は1次造成のみ完了の状況ではございますが、立地条件や施設配置確認等、必要に応じて現地案内を実施いたします。

参加を希望される方は、【別紙1】エントリーシートの現地見学案内欄をご記入の上、申込ください。※なお、現地見学は申込に際して必須条件ではございません。

③サウンディング型市場調査実施日及び場所等の通知 令和7年9月末頃

- 実施期間 令和7年10月1日(水)～10月17日(金)
- 所要時間 1事業者あたり30～60分程度
- 場所 宜野湾市役所会議室 または ウェブ会議を基本とします。
- その他 参加事業者の提案及びノウハウ保護のため、個別に非公開で行います。
指定の提出書類【別紙3】調書・提案書は、調査実施の2営業日までにメールにてご提出ください。また、【別紙3】以外にご説明に必要な書類がある場合には、当日に3部(宜野湾市分)ご準備ください。

④実施結果の公表 令和7年11月頃

実施結果の概要を市のホームページにて公表します。公表にあたっては、参加事業者の名称は記載せず、提案及びノウハウ等の保護に配慮した上で行います。

7. 提供資料

- 図面関係(外構・外構植栽、納骨堂、緑地)
- 業務仕様(案)
- 墓地等想定使用許可数一覧表
- キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区パンフレット(令和6年度版)抜粋

8. 留意事項

- 本調査は意見交換を目的としており、正式な契約や指定管理者の選定を前提とするものではありません。
- 計画面積等については多少の変動の可能性がございます。
- サウンディングへの参加にあたっては、録音・録画を禁じます。
- 本調査への参加に要する費用は、事業者の負担とします。
- 提出いただいた資料やサウンディングでの対話内容は、事業立案以外の目的で使用したり、外部に漏らしたりすることはございません。
- 本調査にて知り得た情報(※提供資料含む)は、許可なく第三者に公開・漏洩等することは禁止します。
- 本調査終了後も、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にご協力をお願いします。
- サウンディング実施後は、理由の如何を問わず提出書類の返却はしません。

7. 本件に関する問合せ先

宜野湾市市民経済部環境対策課環境指導係(担当: 呉屋、具志堅)

電話: 098-893-4505(直通番号)

MAIL: Shimin08@city.ginowan.okinawwa.jp